平成２２年（フ）第３８号
沖縄県石垣市字登野城697番地　コーポ宮城201号
債務者　田幸　正淳
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３５４号
神戸市西区伊川谷町有瀬1512番地の６レジデンスｉ104号、前住所神戸市西区伊川谷町長坂888番地の４
債務者　内藤　忠彦
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
兵庫県明石市魚住町錦が丘３丁目25番地の９
債務者　池澤　昌隆
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
神戸市西区長畑町14番地の２　103号、旧住所神戸市西区宮下２丁目20番５　206号
債務者　白井　美保（旧姓堀添）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
神戸市西区王塚台１丁目49番地　ルックハイツ113号、旧住所兵庫県姫路市中地706番地
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
兵庫県明石市大久保町谷八木1105番地の13
債務者　勝田　三郎
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
兵庫県明石市和坂２丁目２番34号
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
兵庫県明石市魚住町清水2345番地の１　恵荘101号、旧住所兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目12番24号　伊勢ハイツＣ号
債務者　松田　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
神戸市西区竜が岡４丁目６番地の１　県住１―905号
債務者　吉本　明美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５００号
神戸市西区王塚台５丁目25番地　県住９―203号
債務者　内山　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
兵庫県明石市魚住町清水47番地の１　タウンハイツⅡ―105号
債務者　瀬川　昌二
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８３１号
兵庫県高砂市米田町米田1105番地の９
債務者　多田　慎二
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１９号
奈良県天理市三昧田町90番地17
債務者　川西　博子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０３号
奈良市大安寺２丁目13番３―202号
債務者　逸見　和久
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６１７号
奈良県大和郡山市稗田町476番地85
債務者　辻　　清行
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６３９号
奈良県天理市乙木町577番地１
債務者　刀禰　昭久
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６４４号
奈良県大和郡山市小林町420番地63
債務者　向井　通夫
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所